第百三十二条の二中「第二条第十二号の六」を「第二条第十二号の五の二」に、「株式交換」を「株式交換等」に改める。

第百三十三条の見出しを「（更正等による所得税額等の還付）」に改め、同条第一項中「確定申告書又は」を「中間申告書（第七十二条第一項各号（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等）に掲げる事項を記載したものに限る。）若しくは確定申告書又は連結中間申告書（第八十一条の二十第一項各号（仮決算をした場合の連結中間申告書の記載事項等）に掲げる事項を記載したものに限る。）若しくは」に改め、「により」の下に「第七十二条第四項第一号若しくは」を加え、「所得税額等の控除不足額）又は」を「確定申告）又は第八十一条の二十第四項第一号若しくは」に、「連結確定申告書に係る所得税額等の控除不足額」を「連結確定申告」に改め、同条第三項中「を同項の」の下に「中間申告書に係る事業年度若しくは同項の」を、「又は同項の」の下に「連結中間申告書に係る連結事業年度若しくは同項の」を加える。

第百四十二条第二項中「（受贈益の益金不算入）、第二十六条（還付金等の益金不算入）」を「から第二十七条まで（受贈益等）」に、「第六十一条の二第十六項」を「第六十一条の二第十七項」に改める。

第百四十二条の二第一項第三号中「確定申告に係る」を削り、同項第四号中「同条第一項第一号」の下に「（同条第十一項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）」を加え、「同号」を「第百四十四条の十三第一項第一号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（中間申告における繰戻しによる還付に係る災害損失欠損金額の益金算入）

第百四十二条の二の二　恒久的施設を有する外国法人が第百四十四条の十三第十一項（欠損金の繰戻しによる還付）に規定する中間期間において生じた同項に規定する災害損失欠損金額（以下この条において「災害損失欠損金額」という。）について第百四十四条の十三の規定の適用を受けた場合には、同項に規定する仮決算の中間申告書の提出により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた災害損失欠損金額に相当する金額は、当該中間期間の属する事業年度の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

第百四十二条の六中「確定申告に係る」を削る。

第百四十二条の十中「より第百四十二条」の下に「から第百四十二条の二の二まで」を加え、「及び第百四十二条の二（還付金等の益金不算入）」を削る。

第百四十四条中「内国法人に係る」及び「非居住者又は外国法人の所得に係る」を削り、「国内源泉所得」の下に「と、同条第三項中「第七十二条第一項各号」とあるのは「第百四十四条の四第一項各号又は第二項各号」と、「第七十八条第一項」とあるのは「第百四十四条の十一第一項」と、「第百三十三条第一項（」とあるのは「第百四十七条の三第一項（」を加える。

第百四十四条の二第十項中「「第一項」を「「第一項の規定は」に、「控除」を「控除）の規定は」に、「、同項」を「、第一項」に改める。

第百四十四条の三第一項中「次条第一項」を「第百四十四条の四第一項（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等）」に改め、同条第二項中「次条第二項」を「第百四十四条の四第二項」に改め、同条第三項及び第四項中「字句は、」の下に「それぞれ」を加え、「それぞれ」を削り、同条に次の一項を加える。

5　第一項第一号又は第二項第一号に規定する前事業年度の第百四十四条の六第一項又は第二項の規定による申告書の提出期限が第百四十四条の八（確定申告書の提出期限の延長の特例）において準用する第七十五条の二第一項（確定申告書の提出期限の延長の特例）の規定により四月間延長されている場合で、かつ、当該申告書の提出期限につき国税通則法第十条第二項（期間の計算及び期限の特例）の規定の適用がある場合において、同項の規定の適用がないものとした場合における当該申告書の提出期限の翌日から同項の規定により当該申告書の提出期限とみなされる日までの間に確定申告書に記載すべき第百四十四条の六第一項第七号又は第二項第二号に掲げる金額が確定したときは、第一項又は第二項に規定する事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに当該金額が確定したものとみなして、前各項の規定を適用する。

第百四十四条の三の次に次の一条を加える。

（中間申告書の提出を要しない場合）

第百四十四条の三の二　国税通則法第十一条（災害等による期限の延長）の規定による申告に関する期限の延長により、外国法人である普通法人の中間申告書の提出期限と当該中間申告書に係る事業年度の第百四十四条の六第一項又は第二項（確定申告）の規定による申告書の提出期限とが同一の日となる場合は、前条第一項本文又は第二項本文の規定にかかわらず、当該中間申告書を提出することを要しない。

第百四十四条の四第一項中「前条第一項各号」を「第百四十四条の三第一項各号（中間申告）」に改め、同項ただし書中「同項ただし書」の下に「若しくは前条」を、「要しない場合」の下に「（当該期間において生じた第五項第一号又は第二号に規定する災害損失金額がある場合を除く。）」を加え、「同条」を「第百四十四条の三」に、「同項第一号」を「同条第一項第一号」に改め、同項第三号中「計算」の下に「（第百四十四条（外国法人に係る所得税額の控除）（第六十八条第三項（所得税額の控除）の規定を準用する部分に限る。）を除く。）」を加え、同項第四号中「前節」の下に「（第百四十四条（第六十八条第三項の規定を準用する部分に限る。）を除く。）」を加え、同条第二項中「前条第二項各号」を「第百四十四条の三第二項各号」に改め、同項ただし書中「同項ただし書」の下に「若しくは前条」を、「要しない場合」の下に「（当該期間において生じた第六項第一号に規定する災害損失金額がある場合を除く。）」を加え、「同条」を「第百四十四条の三」に、「同項第一号」を「同条第二項第一号」に改め、同項第二号中「前節」の下に「（第百四十四条（第六十八条第三項の規定を準用する部分に限る。）を除く。）」を加え、同条第四項第一号中「第六十八条第三項」を「第六十八条第四項」に改め、同項第二号中「課税標準の」を「課税標準及びその」に改め、「の要件」を削り、同条第五項中「前二項」を「第三項及び第四項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5　災害（震災、風水害、火災その他政令で定める災害をいう。以下この項及び次項において同じ。）により、恒久的施設を有する外国法人の当該災害のあつた日から同日以後六月を経過する日までの間に終了する第一項に規定する期間において生じた災害損失金額（当該災害により棚卸資産、固定資産又は政令で定める繰延資産について生じた損失の額で政令で定めるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）がある場合における第一項に規定する中間申告書には、同項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載することができる。

一　当該期間を一事業年度とみなして第百四十四条の二第一項に規定する外国法人税の額で同条の規定により控除されるべき金額及び第百四十四条において準用する第六十八条第一項に規定する所得税の額で第百四十四条において準用する同項の規定により控除されるべき金額をこれらの順に控除するものとしてこれらの規定を適用するものとした場合に同条において準用する同項の規定による控除をされるべき金額で第一項第三号に掲げる法人税の額の計算上控除しきれなかつた金額（同項第四号に掲げる法人税の額がある場合には、当該法人税の額に相当する金額を超える部分の金額に限る。）があるときは、その控除しきれなかつた金額（当該金額が当該期間において生じた災害損失金額（第百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に係るものに限る。）を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額）

二　当該期間を一事業年度とみなして第百四十四条において準用する第六十八条第一項に規定する所得税の額で第百四十四条において準用する同項の規定を適用するものとした場合に控除をされるべき金額で第一項第四号に掲げる法人税の額の計算上控除しきれなかつた金額（同項第三号に掲げる法人税の額がある場合には、当該法人税の額に相当する金額を超える部分の金額に限る。）があるときは、その控除しきれなかつた金額（当該金額が当該期間において生じた災害損失金額（第百四十一条第一号ロに掲げる国内源泉所得に係るものに限る。）を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額）

三　前二号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項